

## わが国における実態

### ○個人

- 貯蓄現在高階級別世帯分布（平成16年）
- 金融資産保有額階級別世帯分布（平成16年）
- 個人金融資産の分布の推計（平成15年度）

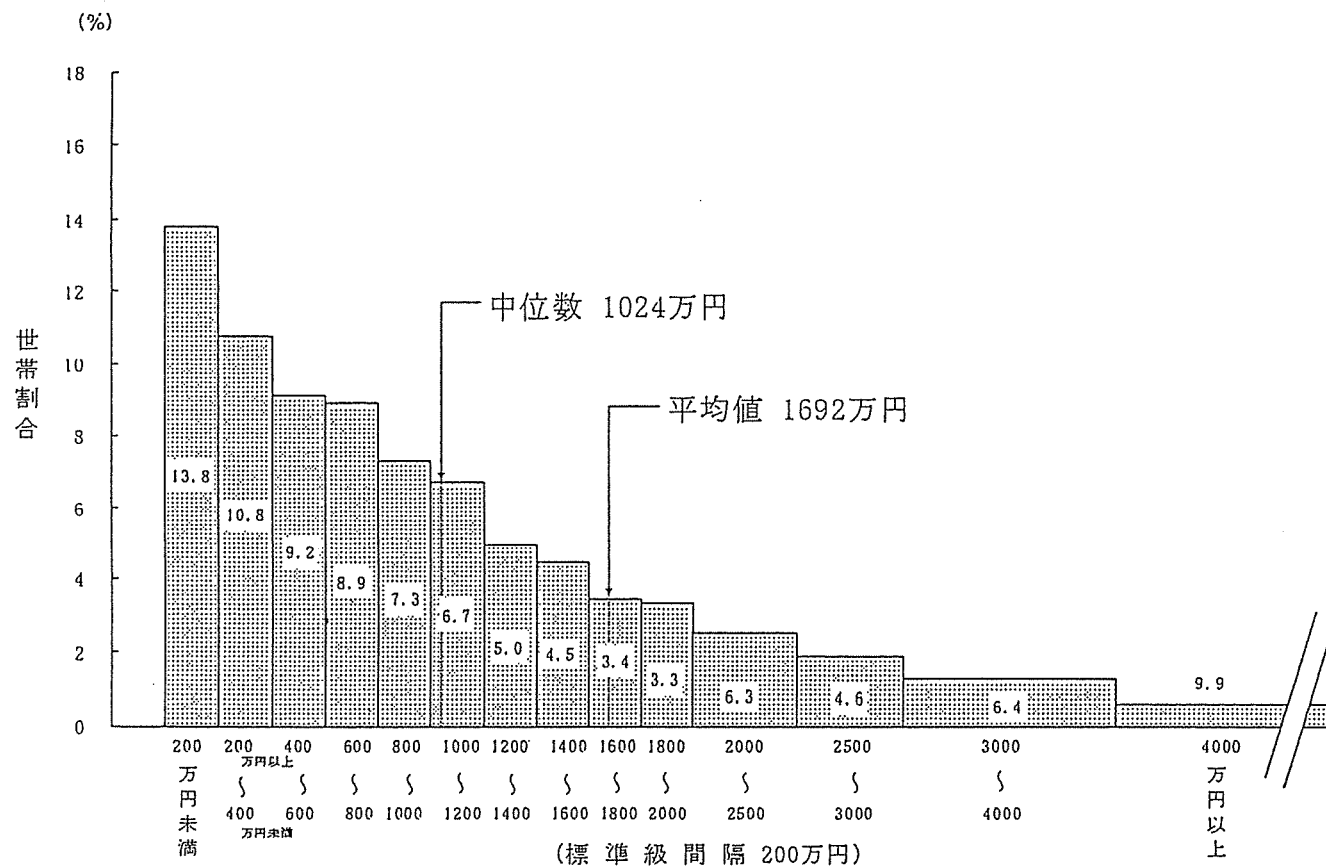
### ○法人

- 適格機関投資家
- 商法特例法上及び証券取引法上の監査の対象
- 資本金階級別法人数

個

人

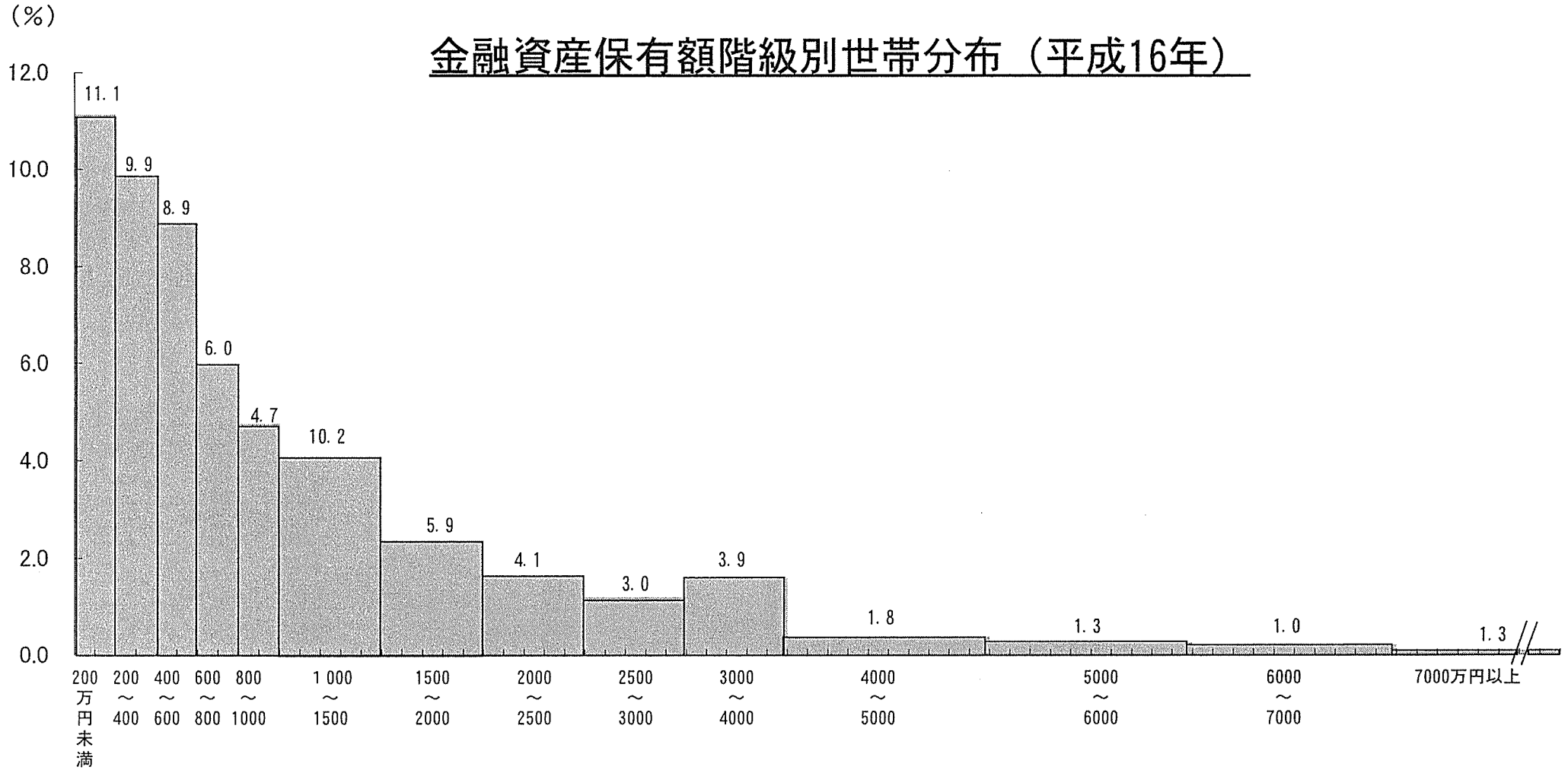
## 貯蓄現在高階級別世帯分布（平成16年）



(注) 「貯蓄」には、預貯金（通貨性預貯金、定期性預貯金）、生命保険、有価証券（株式・株式投資信託、貸付信託・金銭信託、債券・公社債投資信託）等が含まれる。

【出典】家計調査年報平成16年（総務省統計局）

## 金融資産保有額階級別世帯分布（平成16年）



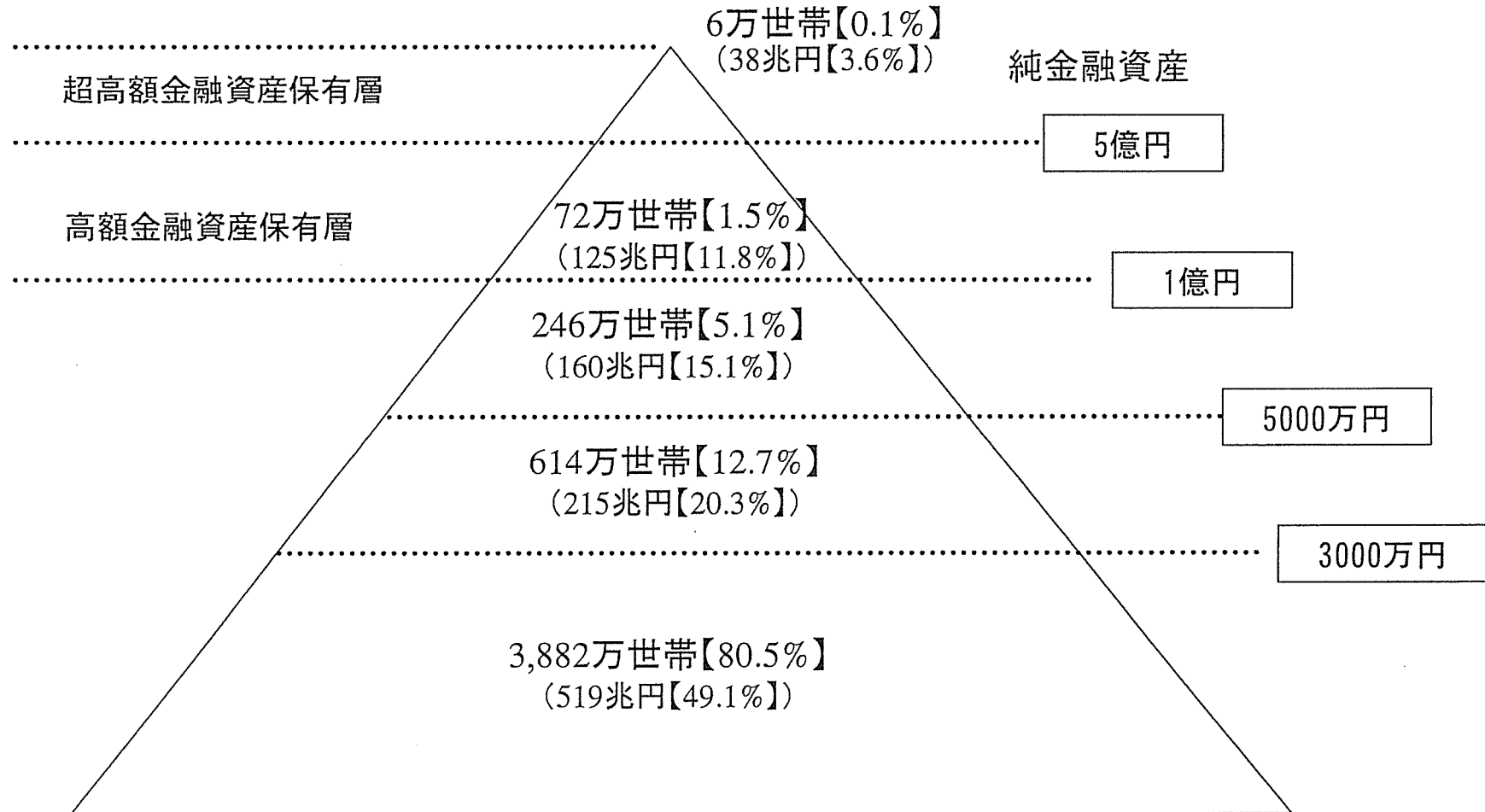
(注) 金融資産には、預貯金、郵便貯金、金銭信託・貸付信託、生命保険・簡易保険、損害保険、個人年金保険、債券、株式、投資信託、財形貯蓄、その他金融商品が含まれる。

【出典】家計の金融資産に関する世論調査（金融広報中央委員会）

# 個人金融資産の分布の推計（平成15年度）

（総世帯数 4,820万世帯）

（個人金融資産総計 1,057兆円）



【出典】野村総合研究所による推計（「新たな富裕層マーケティング」知的資産創造（2004年8月号））

【備考】ここでの金融資産は通常個人が金融資産とは認識しない金融商品（年金準備金等）を除く。

法

人

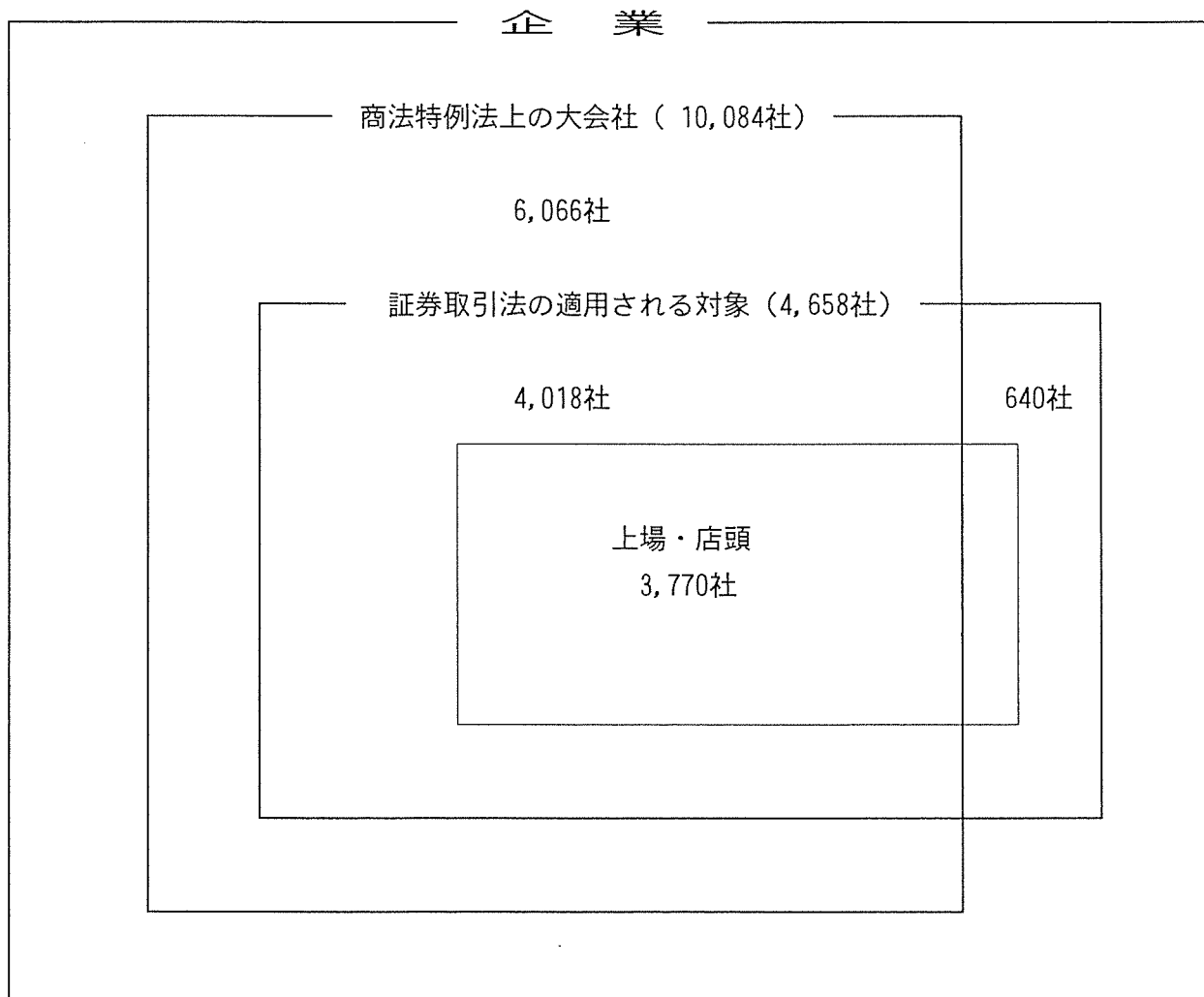
## 適格機関投資家

- ・ 証券会社(239)
- ・ 外国証券会社の支店(41)
- ・ 投資信託委託業者(105)
- ・ 投資法人(36)
- ・ 外国投資法人(329)
- ・ 銀行(223)
- ・ 保険会社(61)
- ・ 外国保険会社等(26)
- ・ 信用金庫・信用金庫連合会(298)
- ・ 労働金庫・労働金庫連合会(14)
- ・ 農林中央金庫(1)
- ・ 商工組合中央金庫(1)
- ・ 信用協同組合・信用協同組合連合会(176)
- ・ 農業協同組合連合会(業として預金又は貯金の受入れ等を行うことができるもの)(45)
- ・ 投資一任契約業務に係る認可を受けた投資顧問業者(139)
- ・ 日本郵政公社法に規定する郵便貯金資金・簡易生命保険資金の管理・運用者(2)
- ・ 財政融資資金の管理・運用者(1)
- ・ 年金資金運用基金(1)
- ・ 国際協力銀行(1)
- ・ 日本政策投資銀行(1)
- ・ 農業協同組合・漁業協同組合連合会(業として預金又は貯金の受入れを行うことができるもののうち金融庁長官が指定するもの)(161)
- ・ 短資会社(有価証券の売買等に係る登録を受けたもの)(3)
- ・ ベンチャー・キャピタル会社(株式を取得することによりその会社の事業に必要な資金を供給する業務等を行うことが定款で定められている株式会社で最近事業年度末における資本金が5億円以上であるもの)のうち金融庁長官に届出を行った者(9)
- ・ 投資事業有限責任組合(543)
- ・ 厚生年金基金(最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表における資産勘定の合計の額から負債勘定の合計の額を控除した額が100億円以上であるもの)のうち金融庁長官に届出を行ったもの及び企業年金連合会(1)
- ・ 民間都市開発推進機構(国土交通大臣の承認により民間都市再生事業として社債等を取得することにより資金援助を行う場合)(1)
- ・ 株式会社産業再生機構(1)
- ・ 有価証券報告書を提出している内国会社(貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の合計金額が100億円以上であるもの)で金融庁長官に届出を行った者(18)
- ・ 外国の銀行、証券会社、保険会社等で金融庁長官に届出を行った者(9)
- ・ 外国政府、政府機関、中央銀行等で金融庁長官に届出を行った者(0)
- ・ 外国の事業会社で金融庁長官に届出を行った者(0)

(注1) ( )内の数は17年9月末時点(投資事業有限責任組合については17年3月末時点)の者数。合計2,486者

# 商法特例法上及び証券取引法上の監査の対象

(平成16年3月末)



## (注) 被監査対象

1. 商法特例法  
資本金 5 億円以上又は負債総額 2 0 0 億円以上の株式会社
2. 証券取引法
  - ① 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社
  - ② 店頭に登録されている有価証券の発行会社
  - ③ 有価証券の発行等に関し有価証券届出書を提出した会社 (注)
  - ④ 当該会社が発行した株券等につき、過去 5 年間の事業年度のいずれかの末日における所有者の数が 500 人以上である資本金 5 億円以上の会社

(注) 有価証券の取得等の申込みの勧誘を 50 名以上の者に行う場合で、原則として、発行価格の総額が 1 億円以上となる場合、当該有価証券の発行者は、有価証券届出書を提出しなければならない。
3. 証券取引法が適用される会社 (4,658社) の上場区分別内訳
 

上場・店頭	3,770
非上場	888



## 資本金階級別法人数

資本金額	100万円 未満	100万円 以上 200万円 未満	200万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 2000万円 未満	2000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上
法人数	32,429	12,210	1,200,342	329,181	914,123	225,623	56,302	29,662	2,803	4,673	1,016	1,327
比率	1.15%	0.43%	42.72%	11.72%	32.53%	8.03%	2.00%	1.06%	0.10%	0.17%	0.04%	0.05%
法人数 (累計)	2,809,691	2,777,262	2,765,052	1,564,710	1,235,529	321,406	95,783	39,481	9,819	7,016	2,343	1,327
比率 (累計)	100.00%	98.85%	98.41%	55.69%	43.97%	11.44%	3.41%	1.41%	0.35%	0.25%	0.08%	0.05%

※ 累計は最高額の区分(「100億円以上」欄)から低額の区分の方向に順次加算。

※ 参考資料:平成16年度税務統計(法人税)速報

※ 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分について平成17年6月30日現在で作成